

公共図書館への住民からの要望の変遷
— 『図書館年鑑』（1982年版から2021年版）の分析—

嶋田 学（京都橘大学）

1. 研究の背景

21世紀の日本経済の衰退による自治体財政基盤の弱体化により、自治体は総合的な行政サービスをこれまでのような水準で提供することが困難になりつつある。そして、政策選択に異論をもつ住民は民主主義の重要性に改めて気づき、多様な図書館問題の解決を要求するだけでなく、その政策形成過程に住民参加を求めるようにもなっている。このような日本における公共図書館と住民の関係は常に変化し続けてきており、その関係性は1950年代まで遡ることができる。

たとえば、1956年、全国図書館大会での追加議題で、児童図書館研究会の立石たまえが、「私立文庫に対する連絡及び協力の件」を提起したことに対して、大会議長名で「まちの図書館に対する連絡と協力に関する申合」を提起し、私設文庫の自主性を尊重しつつも「出来る範囲の協力と援助」と呼びかけている¹⁾。ここに図書館から住民の活動に対して何らかの貢献を組織的に行おうとする関係が確認できる。その後も、1963年の日本図書館協会による『中小都市における公共図書館の運営²⁾』の提起、1965年から始まる日野市立図書館の移動図書館等の実践、1970年の『市民の図書館³⁾』（日本図書館協会）の刊行という一連の事象は、公共図書館が住民をサービス対象として位置付けた関係性の現われと認識することができる。

その一方で、1963年に出版された石井桃子の『子ども図書館⁴⁾』（岩波書店）に触発された住民が、子どものための家庭文庫を設ける活動を始めていた。住民の自己負担で始められた文庫活動は、やがて急増する子どもの利用に応えることが困難になり、不足する本の提供を行政に要求し、さらには図書館設置要求運動へと発展する。これ以後、高度経済成長を背景に全国の自治体で公共図書館が設置されるようになり、その政策決定には、住民運動による請願や陳情とこれに応えていく自治体の姿勢が確認できる。

しかしながら1980年代になると、経済成長の停滞と共に地方行政改革が推進され、公共図書館の業務委託が次第に行われるようになってきた。そしてこれに反対するための住民運動が活発化することになる。同時に政府による経済政策として取り組まれた「ふるさとづくり特別対策事業」（1988年）による町村図書館の整備が進行する。1990年代には、バブル経済が終焉する中でも上記の経済政策により公共図書館の設置はさらに進むが、2000年代の地方自治体の構造改革によって公共サービスの民営化が進展する。このような一連の行財政改革の流れの中で、2003年には地方自治法改正による図書館運営への指定管理者制度が導入され、これに異議を持つ住民が反対運動を展開していた。

以上のように、図書館は政治経済状況を始めとする社会情勢を背景に、自治体の経営環境と住民の教育文化環境に対する期待と要求の変化の中で、その関係性が次第に形成され現在の状況に至っている。

1.1 先行研究

個人研究発表 1

住民の図書館行政に対する要望の研究については、図書館問題研究会の『図書館要求（請願・陳情）事例集』（1973年）がある。これは、1969年から1973年まで、図書館問題研究会の全国の支部、および会員の協力を得て、北は青森県から南は大分県の自治体の図書館に関わる要求がまとめられている。

この事例集では、①要求の名称、②構成（運動の主体や構成員の属性、規模）、③運動の経緯、④運動の結果、成果、現在の状況や反省点、⑤請願書、陳情書、要望書などの全文が、各自治体の住民要求として記録されており、記録された事例は33件となっている。要求項目としては86件が巻末の索引に整理されている。詳細は、索引語としては以下の16項目で、それぞれ個別の要求件数の内訳が記されている。

『図書館要求（請願・陳情）事例集』（1973年）巻末索引より筆者が作成

- | |
|---|
| ①図書館設置 [21件], ②職員 [7件] |
| ③サービス内容 (図書費 [6件], 蔵書 [4件], 団体貸出 [2件], 施設 [1件], 児童 [5件]) |
| ④自動車図書館 [14件] |
| ⑤文庫への援助 (配本 [6件], 職員 [3件], 助成金 [7件], 施設 [2件]) |
| ⑥集会室 [3件], ⑦視覚障害者へのサービス [1件] |
| ⑧他の読書施設の充実 [2件], ⑨政策について [2件] |

この研究は、上記の5項目にわたる質問用紙への記入を当事者である関係団体に依頼したことから、要求文書にある要望事項だけでなくその背景が確認でき、住民と図書館の関係性を知る上で非常に貴重な資料となっている。例えば、1969年の大阪市「図書館をみんなのものにする会」の報告では、住民が図書館に関する集いを図書館の居室を借りて行っていたが、その集会の目的が図書館設置要求に関するものだとわかると施設利用を断られたエピソードが綴られている。「ひと口にいて、運動は図書館には歓迎されなかった」という心情が記録されていることは、当時の住民と図書館の関係を知る上で重要なものであろう⁵⁾。一方、1971年の「福生市の図書館要求運動」では、配属された司書が図書館に対する情熱と見識、技術において卓越している一方、図書館が弱体していることから「専ら、自治体と市民の間にあって、図書館づくりの必要性を啓蒙する活動に全力投球するのが仕事になっていたようです」とその活動と立場への配慮が綴られている⁶⁾。こうした住民の心象表現からは、司書への信頼と行政への不満を読み取ることができ、その関係性が単純ではないことが確認できる。

しかし、対象年代が1969年から1973年の5年間という限定的な期間であり、そのことは当該時代が図書館整備の黎明期であることから、要求の内容が、読書会や家庭文庫への図書の貸出しや助成金の交付に関する要求、また、移動図書館の巡回に関するものや図書館の設置要求、さらには分館整備などの内容に集中している。したがって限られた期間のその時代状況を背景とした要求内容の把握に留まるという課題がある。

1.2 研究の目的と意義

1950年に制定された図書館法により、日本の公立図書館は地方自治体の自治事務として設置される社会教育機関となった。その第1条の目的に示されている通り、図書館法は社会教育法によ

って規定されているが、自治体が設置、運営する行政活動であることは、同時に地方自治法の理念も踏まえたものである要素が認められる。地方自治法には、住民自治の理念が通底しており図書館行政は住民を自治の担い手として捉え、その関係性が図書館行政のあり方に大きな影響を及ぼすものと考えられる。

本研究の目的は、住民が公共図書館に対してどのような期待や要望を抱いてきたかを網羅的に調査し、その種類や変遷を解明することである。本研究で研究対象とした『図書館年鑑』が1982年に刊行されるにあたり、副編集委員長の浪江度は「年ごとに見られる各種各様の新しい動きを時期を失せず的確につかんで記録することや、全体としての動きが社会的要請にどれだけ応え得たかを年ごとに吟味することに、年鑑は欠かすことのできないものである」としている⁷⁾。

本研究の学術的な意義は、『図書館年鑑』に約40年にわたり記録されてきた図書館に対する住民からの要望を特徴に基づいて分類し、その変遷をまとめたことにある。そして、住民の図書館への要望を網羅的に把握することは、社会的にも今後の図書館行政における施策の検討や利用者理解に寄与するものである。

2. 研究方法

研究方法は、1982年から2021年までの『図書館年鑑』の「住民運動による要望等⁸⁾」に関する項目の分析である。「住民運動による要望等」は、『図書館年鑑』の「2. 図書館関係資料」という事項の中に記載されている。具体的な分析内容は、まず、「住民運動による要望等」に記載されている要望等の記載事項について「要求項目」と定義した上で整理し、量的な測定を行った。また「要求項目」を、その性質から分類し「要望種別」と定義し、整理した。

具体的には、(1)標題に含まれた住民からの要求と(2)要望の内容に記述された住民からの要求である。標題には、複数の要求がある場合は、それぞれ分けて分析をおこなった。例えば、「新京都府立図書館の建設、ならびに京都府の図書館振興に関する要望」(傍点は筆者)であれば、要求項目としては、別の内容として扱った。要望の本文中に、「1)閉館時間を週に1度か2度午後8時まで延長してほしいこと」、「2)図書館サービスについて深い理解と情熱を持った職員の配置」と記述されている場合は、これらを別の内容として分析した。

『図書館年鑑』の巻頭の説明文には「図書館や図書館関係の団体・関連機関、住民運動団体などが昨年発表した要望、声明、決議、答申、報告などの文書で、とくに重要なものを選び収録しました。」(傍点は筆者)と記述されている。従って、分析対象となる「住民運動による要望等」は、実際に自治体等に提出された要望等のすべてではない。また、学校図書館に関する要望事項は対象外とした。

以上のように、1982年版から2021年版(集計対象期間は各年とも1月から12月、その他参考文献の合計37件)までの40年間における住民からの図書館への要望を整理した結果、要望標題件数が235件、標題内の複数要求項目数は253件、要求内容の本文から析出できた要求項目数は666件という測定結果となった。さらに、各要望文書から個別の要求を「要求項目」として75項目を析出した。また「要求項目」を、その要求の性質から分類してまとめた「要望種別」は、19種類となった。表1は資料中の分析対象とした要望内容のまとめである。

表1 分析対象とした『図書館年鑑』「住民運動による要望等」の要望種別の件数

| | 要望種別 | 件数 |
|----|---|-----|
| A | 図書館設置要求 新館建設（未設置自治体）、分館・地域館・中央館（未設置館の建設） | 60 |
| B | 建設案・基本構想・基本計画・方針、改築案等への要望 情報開示、市民の意見を反映する機会・場の設定 | 57 |
| C | 民営化反対・再検討 財団委託、指定管理者制度導入（導入手続き等の透明性を求める要望、再検討や調査を促すものも含む） | 85 |
| D | 閉館閉鎖、サービス停止の反対 地域館・分館閉鎖、併設施設の閉鎖、移管、合築、移動図書館の削減・停止 | 11 |
| E | 職員配置に関する要望 司書有資格館長の配置、司書有資格職員配置・増員、正規職員配置・増員 | 80 |
| F | 職員の処遇に関する要望 司書有資格職員の希望に反する配置転換への抗議、職員の健康問題・過重労働への配慮、非正規職員の待遇改善・雇用の継続 | 21 |
| G | 図書館費に関する要望 資料費確保・増額・維持・削減反対、施設・設備の予算の増額 | 46 |
| H | 図書館協議会に関する要望 図書館協議会の設置、図書館協議会委員に利用者代表を、情報公開・委員外の市民参加・傍聴等 | 42 |
| I | 図書館条例に関する要望 図書館条例の策定（無条例設置に対して）、図書館条例に対する要望事項・案の提出（現行・策定案に対して） | 7 |
| J | 図書館経営に関する要望 図書館長期計画・サービス計画、再編計画等の策定・情報公開・市民の意見を反映・具体的要望（現状の計画に対する提言も含む）、自治体総合計画・長期計画に図書館施策、充実等の計画を明示／そのための情報公開、市民の意見聴取 | 45 |
| K | 図書館サービスへの要望 児童サービス充実／児童室の設置・施設面の配慮、YAサービス・コーナー設置、障害者サービスの実施・充実／施設面の配慮（バリアフリー含む）、移動図書館の巡回・充実 開館日・開館時間の延長 | 100 |
| L | 施設、設備への要望 集会室の設置・開放、自習室・学習室の設置、書庫スペースの確保・増設／共同保存書庫 | 24 |
| M | 県立図書館施策への要望 図書館振興策の策定要求・提案・質問、市町村立図書館に対する支援体制強化・ネットワークの確立（物流含む）・相談・研修開催 | 24 |
| N | 選挙立候補予定者への公開質問 知事、市町長、市議会議員 | 16 |
| O | 政党への公開質問状 政党への図書館政策等に関する質問状 | 4 |
| P | 国に対する要望 図書館充実のための要望、地方交付税に関する要望 | 25 |
| Q | 被災地域の図書館に対する支援の要望 | 3 |
| R | コロナ禍の図書館サービス 長期休館・利用制限への抗議・利用再開の要望（返却・予約受取等、限定的再開も含む） | 9 |
| Z | その他 「NHK番組「クローズアップ現代 ベストセラーをめぐる攻防」に関する抗議と回答、要望」 「私たちの図書館宣言」（図書館友の会全国連絡会）など。 | 7 |
| 合計 | | 666 |

本研究の結果の章では、整理した内容を基礎に年代ごとに公共図書館への住民からの要望を詳細に記述する。その際、『図書館年鑑』に掲載された事象の背景を分析するために、その他の主要な文献として、『図書館づくり運動入門⁹⁾』（草土文化）や『現代の公共図書館・半世紀の歩み¹⁰⁾』（日本図書館協会）なども参照している。

3. 研究結果

1982年から2021年までの『図書館年鑑』の「住民運動による要望等」の要望について、その内容の特徴と背景を時系列的に概観する。当該年版に記載されている事実は前年のものである。

3.1 1980年代の要望内容の特徴と背景

創刊初年の1982年版は、「図書館建設・施設改善等についての住民（運動）の要望」というタイトルで、「松山市民の図書館建設について(陳情書)」(抄)、「(水戸市)移動図書館車増設に関する(請願書)」等、3件が載録されている。1983年版は、『「関市立独立図書館建設促進に係る署名」の随意書]、「仙台市の図書館行政に関する公開質問状(その2)」などの3件の要望がありいずれも図書館建設、整備に関するものである。1984年になるとタイトルが「図書館の建設・職員問題等にかかわる住民等(運動)の要望」に変更され、「佐賀市民図書館建設についての要望書」、「足立区立中川図書館廃館をめぐる／中川図書館をのこしてください(請願書)」、「和泉市立図書館司書職員の配置について(要望書)」など、7件が紹介されている。ここでは、図書館整備に関する要求に加えて、既存図書館の廃館問題、職員問題についての要望がなされている。

1985年版は、「図書館づくりをめぐる」というタイトルに変更され、京都市西京区での図書館建設への要望と、「福島市民図書館をつくる会」による「図書館設置条例についての要望」、「図書館設置条例施行規則についての要望」、「4月開館時にむけての要望」、「図書館基本計画についての要望」という4つ標題を掲げての要望が紹介されている。図書館名称を「福島市民図書館」とすることや日曜開館の要望、図書館協議会への市民参加の要求等、要望の幅が広がっている。

1986年版には「図書館の運営合理化と委託問題をめぐって」というタイトルで図書館学者有志の連名で足立区立図書館の「委託」構想の再検討を求めるアピールがだされている。

1987年版から1989年版にかけても、図書館整備に関する要望が続く。1988年版では「仙台にもっと図書館をつくる会」が「仙台市議会議員立候補予定の方へ」というアンケートで、図書館整備基本構想への考えを質す例や、「福岡の図書館を考える会」が県知事立候補者への公開質問状を提起している。この時期、市を中心とした図書館整備が進展していくとともに、低成長時代を迎えたため地方行政改革が始まり、図書館運営の合理化や業務委託の問題が浮上している。

3.2 1990年代の要望内容の特徴と背景

1990年代は、図書館運営の改善を求める要望が記載されている。タイトルも「図書館運営の改善をめぐる」となり具体的には委託問題に関する要望が目立つ。1993年版年には、「静岡市の図書館をよくする会」「静岡市の図書館を考える会」「静岡子どもの本を読む会」が連名で委託反対の要望書を提出している。とりわけ図書館界において注目されたのが、1994年版に著名な文化人の連名による「調布市立図書館の「財団委託」構想に対し、その再検討を求めます(要望書)」で、図書館の財団委託は行政責任の放棄であり、教育基本法等の精神に反し、プライバシー保護や民主的な運営を後退させる等、6つの項目を上げ極めて詳細に反対の論拠が示されている。

1990年代後半には、障害者サービスの実施、拡充についての要望があり、1995年版以降はタイトルが「図書館づくりへの住民の要望・意見」に変更されている。1995年版には、箕面市、保谷市でいずれも教育長宛に資料費の増額を求める要望書が記載されているほか、1998年版には、「新潟市立中央図書館早期建設に関する陳情書」、「京都府立図書館新築基本設計について(要望と質問)」、「横浜の図書館をもっと増やすために 青少年図書館の市立図書館化を求める決議」な

ど、図書館整備に関する要望が改築も含めると5件紹介されている。

なお、1990年版には、「仙台市南部に図書館をつくる会」による「陳情書 市総合計画に図書館の適正配置を位置づけることを強く求める陳情」が記述されており、1999年版には東久留米市の「上の原図書館の存続と発展をもとめる会」が長期総合計画に図書館充実計画を盛り込むことを求めるなど、住民の視点が行政計画全体の中の図書館の位置づけに進展していることが特徴的である。東久留米市の要望では、近年の図書館において「滞在型図書館」が目指されていることが指摘され、「生涯学習の場であり、交流の場」であることを期待する文面が記述されている。

このように1990年代は、バブル経済の崩壊という社会情勢を背景に地方自治体の行政改革がより進行していく中で、図書館の委託化に異議をとる住民の運動が見られる。一方で、図書館協議会への市民参加枠の拡大を求める要求、図書館職員の職名に「司書」の確立を願う陳情書なども見られ、住民の図書館への要望は多様化、複雑化していく状況が確認できた。

1990年は、「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」が制定された年で、1997年版には、「のぼりべつの図書館を考える会」の設立趣意書に「生涯学習体系への移行」という国の施策を紹介した上で、「生涯学習を進める上で一番大事な施設」であるとの考えが示されているが、他に生涯学習政策としての図書館に関する具体的な要求は現れていなかった。

3.3 2000年代の要望内容の特徴と背景

2000年代は、前年に成立した「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」により図書館法を含む多くの関連法が2000年4月に施行された。2001年には「子どもの読書活動の推進に関する法律」が制定され、地方自治体にも「子ども読書活動推進計画」を策定することが努力義務として課された。2003年には地方自治法改正により図書館を含む公の施設の民間団体による管理運営が可能となった。2004年には「山中湖村情報創造館」が日本で初めての指定管理者運営図書館として開館している。また同年、図書館がベストセラーを大量購入しているという出版会等の批判を契機になされた「公立図書館貸出実態調査 2003 報告書」が日本図書館協会と社団法人日本書籍出版協会の連名で公表された。さらに同じ年に「全国図書館友の会全国連絡会」が発足し、市民による館種を超えた図書館関連団体の全国組織が初めて組織された。このように、2000年代は、図書館をとりまく大きな環境変化が生じ、住民要求もそうした影響を色濃く受けるものとなっている。なお、記事のタイトルは2004年に「住民運動による要望等」に改められ、2021年版まで継続している。

2001年版には地方分権一括法の流れをくむ自治体条例改正への反応が見られる。「日野の図書館を考える会」が「『日野市図書館設置条例』改定に対する請願」を提起し、図書館長の要資格条項を削除する改正条例の白紙撤回と再検討を求めている。また、2003年版には、「町田の図書館活動をすすめる会」が「NHK番組『クローズアップ現代 ベストセラーをめぐる攻防』に関する抗議と回答、要望」をNHK会長と番組制作局宛に提起し、NHKからの回答を含む一連のやりとりを紹介されている。津野海太郎が『図書館雑誌』1998年5月号に寄稿した「市民図書館という理想のゆくえ」で語った「無料貸本屋」という言説を契機に、出版界や作家から公共図書館の貸出しサービスについて様々な議論がなされていた。こうした背景の中、制作されたテレビ番組の反響は大きく、町田市民が抗議文と謝罪要求を行うが、その後のNHKの回答は市民の納得を得るものではなく、市民団体から再度の要望が出されるほか、町田市立図書館が「見解」を発表す

個人研究発表 1

るに至っている。こうした経緯の中で、冒頭紹介した「公立図書館貸出実態調査 2003 報告書」が実施、公表されることとなった。

2000 年代の後半には、指定管理制度の導入計画に反対する要望が多数みられる。中でも、2007 年版に紹介されている「仙台にもっと図書館をつくる会」は、市長には制度導入に関する公開質問状を、図書館協議会委員には、制度導入に関し慎重審議を求めるとのお願いをそれぞれ提出しているだけでなく、報道関係各位宛に「仙台市図書館への指定管理者制度の導入に関する公開質問状についての仙台市の回答に対して、『仙台にもっと図書館をつくる会』の見解」を出し、公開質問状への市の回答を公開するとともに「会」の見解も提示している。

以上のように、2000 年代は法律の改正や制定といった政策環境の変化に加え、公共図書館の存在意義を問うような出版界などからの問題提起もあり、住民の図書館に対する認識も多様化していく状況が見られた。

3.4 2010 年代以降の要望内容の特徴と背景

2010 年代も、指定管理者制度の導入に異議を申し立てる要望が複数見られる。2010 年版には、2004 年 4 月に発足した図書館友の会全国連絡会による「私たちの図書館宣言」が公表されたことが紹介されている。2011 年版には、同連絡会が総務省宛に行った「公立図書館の振興についての要望書と回答」が掲載されている。2010 年に図書館法制定 60 年を迎えたことを契機に、「図書館法」や「ユネスコ公共図書館宣言 1994 年」がめざす図書館の実現を国に求め、指定管理者制度による図書館運営の実態調査や都道府県立図書館の域内での資料相互貸借の郵送費の負担を国に求めることなどが要望されている。この他、2015 年版には、衆議院選挙にともない「公立図書館の振興・発展に関する政策」についての公開質問状と回答」を各政党に提起したり、「地方自治を支える公立図書館の振興を求める要望書と回答」を総務大臣と文部科学大臣に提起したりしたことが紹介されている。

2013 年 4 月にリニューアルオープンした武雄市図書館は、蔦屋書店を展開するカルチュア・コンビニエンス・クラブ（CCC）が指定管理者となり、外資系カフェや書店を図書館内に融合させた図書館として、プライムタイムのニュースで紹介されるなど大きな話題を呼んだ。一方で、指定管理契約に至る経緯の不透明さや選書の杜撰さなどが指摘され、地元住民からも訴訟を提起されるなど様々な問題が生じていた。2014 年版には、「図書館友の会全国連絡会」が「武雄市図書館の民間会社による管理・運営に関する声明書と回答」を武雄市教育委員会と市長に提起していることが紹介されている。この後も「武雄市図書館・歴史資料館を学習する市民の会」が、改修後の図書館が災害時の利用者安全確保について疑問があるとして「公開質問状と回答」を提起している。2018 年版には、「上尾の図書館を考える会」が「新図書館建設工事の凍結と見直しに関する要望書」を上尾市長宛に提起されている記事がある。これは新図書館施設計画の妥当性を検証することを求めるもので、これまで住民から寄せられる要望とえば、図書館整備を求めるものや廃止、縮小に反対するものが主だったが、上尾市の例では、利用予測やランニングコストの妥当性への疑問を指摘した上で、市の財政の立て直しへの決意を踏まえて市長に再考を迫るものとなっている。

以上のように、2010 年代は住民の図書館に対する価値観は多様になり、その要望活動も高度化されてきたことが確認できた。また、従来の図書館観を大きく覆す経営手法を採用する運営管

理者が登場し、利用の面では住民の支持を得つつ、公共図書館の運営における妥当性については、様々な課題が確認できた。

4. 考察

住民の図書館への要望は多岐にわたり、かつ詳細な図書館活動への深い理解に裏打ちされたものとなっている。要望文書に共通しているのは、社会情勢が変化する中で、住民が求める図書館サービスも多様化、複雑化していくが、人間として大切な価値を憲法や教育基本法、図書館法に求め、図書館の本質的な使命や役割を図書館とともに実現しようとする真摯な住民の姿である。

また、要望事項は、大きくは量的要素から質的要素への変化、あるいは画一性から多様性への変化が時代の流れの中で観察できる。例えば、補助金、図書購入費の増額や団体貸出等、量を示した要求や図書館建設といった要望から、職員の専門性や運営体制への要求、あるいは図書館計画策定への住民参画の要求等、図書館運営にかかる質的内容についての要望へと変遷していることが確認できた。そして、1980年代には図書館行政に限定した要望内容であったものが、1990年代には自治体総合計画における図書館の位置づけをふまえた要望へと進展している。2000年代には、住民で組織される各地の「図書館友の会」による全国組織「図書館友の会全国連絡会」が結成され、2010年代には中央政府の関連省庁に様々な要望を提起していくという全国的なアドボカシー活動を展開するに至っている。本研究で分析した40年間の図書館をめぐる住民運動は、それ自体が図書館をめぐる社会教育としての学習行為であったことが、この変遷から確認できた。

今後の課題

本研究では、各年代の個別の要求の中から、特徴的な要求概要とその背景について記述したが、図書館に対する心象やその活動に内在する社会的意義、あるいは生涯学習活動としての側面やコミュニティ活動としての特性など、幅広い観点での質的調査は未着手である。今後の課題として、さらなる文献の精読と公共図書館と住民の関係性についての分析を進めることが重要である。

謝辞

本研究は、筑波大学大学院博士後期課程の研究テーマ（仮題）『日本の公共図書館と地域コミュニティの相互連関の変遷－図書館法制定から現代まで－』における結果の一部を発表したものである。この発表の準備に至っては、小泉公乃先生と小泉公乃研究室の学生から多くの助言をいただいた。ここに感謝の意を表したい。

1) 「昭和31年全国図書館大会全体会議」『図書館雑誌』50(7), 1956, P21-22. 「私設文庫に対する連絡及び協力の件」での議論

2) 日本図書館協会編『中小都市における公共図書館の運営』日本図書館協会, 1963.

3) 日本図書館協会編『市民の図書館』日本図書館協会, 1970.

4) 石井桃子『子どもの図書館』岩波書店, 1965.

5) 図書館要求事例集編集委員会編『図書館要求(請願・陳情)事例集』図書館問題研究会, 1973, p. 2.

6) 同上, p. 6

7) 日本図書館協会図書館年鑑編集委員会編『図書館年鑑 1982』日本図書館協会, 1982, p. 14.

8) 日本図書館協会図書館年鑑編集委員会編『図書館年鑑 2021』日本図書館協会, 2021, p. 504.

9) 図書館問題研究会編『図書館づくり運動入門』草土文化, 1976.

10) 是枝英子ほか 編著『現代の公共図書館・半世紀の歩み』日本図書館協会, 1995.